

～高校生のアルバイトについて～

Q 高校生をアルバイトとして採用します。高校生のアルバイトについては大学生や専門学生と同様の労務管理をしても問題はありませんか。

A 労働基準法では高校生かどうかではなく年齢によって判断します。満 18 歳未満であれば年少者にあたり特別な保護規定があります。

学校に在籍しているかどうかということは年少者の判断には関係ありません。そのため高校三年生でも満 18 才になれば年少者ではなくなり通常の労働者と同様の労務管理をしても問題なくなります。しかし学校とアルバイトの両立については一定の配慮が必要でしょう。

満 18 歳未満の高校生を雇う時の注意点としては各種変形労働時間制、労使協定による時間外・休日労働、労働時間・休憩の特例は原則として適用されません。また一部例外を除いて深夜業には従事させられません。午後 10 時から翌朝午前 5 時までの時間帯はアルバイトできません。これに違反した場合、事業主は 6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金を科せられることになります。

また、高校生でも 18 歳になっている場合は労働時間の制限はなくなります。

すべての事業場は満 18 歳未満の年少者であることを確認する年齢証明書として「住民票記載事項証明書」または「戸籍記載事項証明書」を事業場に備え付けておく必要があります。戸籍証明書については労働者の本籍地の区市町村長に無料で証明を請求することができ、また労働者からだけでなく雇用者からも請求することができます。

高校生の皆さんへ

アルバイトをする前に
知っておきたい 7 つのポイント

アルバイトを始める際に、会社から労働条件を示してもらいましょう！
また、通知書は大切に保管しましょう！！

労働条件通知書



※**シフトの設定**（始業・終業の時刻、休日、勤務日など）に当たって、**学業とアルバイトの両立に配慮してください。**

Point 1 アルバイトを始める前に、
労働条件を確認しましょう！

※希望すればメール等で労働条件通知書をもらうことも可能です。



Point 2 バイト代は、毎月、決められた
日に、全額支払いが原則！



Point 3 アルバイトでも、残業手当
があります！



Point 4 アルバイトでも、条件を満た
せば、有給休暇が取れます！



Point 5 アルバイトでも、仕事の中
のけがは労災保険が使えます！



Point 6 アルバイトでも、会社都合
の自由な解雇はできません！



Point 7 困ったときは、総合労働相談
コーナーに相談を！

※事業主の方からのご相談も受け付けております

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ！

はい！ いろいろ
☎ 0120-811-610

月～金：午後 5 時～午後 10 時
土・日・祝日：午前 9 時～午後 9 時

確かめよう！
労働条件。

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」



厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

詳しくはこちら

ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」

